

みなさんの疑問に答えます

なぜ急激に街路樹や公園樹木が伐採されるのでしょうか

3月5日明大通り及び神田警察通り街路樹問題による工事延長に合計7400万円の追加予算が計上されました。これをもって街路樹伐採に異議を唱えた人たちによる「税金のムダ遣いが発生した」との広報がなされているようですが、これは逆立ちしたような話です。そもそも、行政が、イチヨウを残すと定めたガイドラインと異なる工事計画をつくり進めてしまったこと、道沿に生活する方の意見や街路樹を大切に思う大学の意向も聞かないで、早々に伐採を決めて工事に着手したことによるものです。(また植え替え予定のマグノリアも区が排除したいとしている外来種であり、2億円かける工事にはそもそも計画そのものがずさんでした。)

さらに今度は東郷公園の改修工事について、高木53本中23本を伐採するということが、近隣のマンション住民は工事になるまで何も知られることがなかったとの陳情が出されています。議会には「地元の協議会で話し合い理解されている」として、工事に入ってしまった

ました。議会でもこの桜はきれい、樹木は残す方向でと意見が出ていました。どうして都心の貴重な緑を減らすようなことばかりするのか、ていねいな説明協議ができないのか、「環境モデル都市千代田区」として、財源豊かな千代田区ならではの樹木の維持管理費を十分にとった上で、都心の貴重な緑の環境景観を保持する立場を基本とすべきです。



東郷元帥記念公園
《三番町》

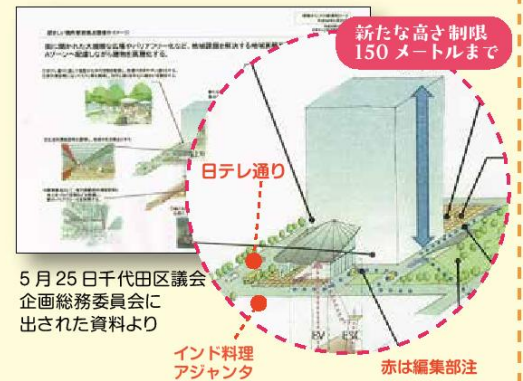
日テレによる超高層開発は本当にあるのですか



番町地区：黄色いところは都心に貴重な400%の住居地域

中層の品格ある街並みを守ってきた日テレ通りに3月「まちづくり協議会」が設置されたことが5月25日区議会委員会に報告されました。

区議会には、女子学院や雙葉学園、番町小学校、麹町保育園など、子どもたちの環境を脅かす建築をめぐる切実な陳情が出され、そのたびに「これまでのまちづくりを大切にしてください」と事業者に必要な限りのメッセージを発してきました。平成27年女子学院《一番町》陳情の際は日テレ社長宛に要望書を出したのですが、調整されることなく進みました。4万筆の



5月25日千代田区議会企画総務委員会に出された資料より

新たな高さ制限 150メートルまで
日テレ通り
インド料理 アジャンタ
赤は編集部注

署名を集めた雙葉学園《六番町》の件を除くと、ほとんど状況の改善はできませんでした。都市計画とは、区民が日頃意識することはありませんが、いざ開発が動く時には大変大きな意味を持ちます。いまがその時、地区計画の変更をすさまじく早いスケジュールで進めています。

麹町5丁目(麹町大通り、弘済会館後背地)地区計画が平成19年一旦決まった高さ制限を住民が知らないうちに制限撤廃したことにより、140mの超高層が可能となったとのいきさつが木村区議の調査により明らかになっています。

住民が知ったときはすでに遅いという状況にならないように、動きを注視していただきたいと思います。案ができてしまえば、100件200件と意見書や陳情、パブリックコメントを出しても、千代田区はこの間のやり方でいけば、変更などされません。今がとりわけ重要です。

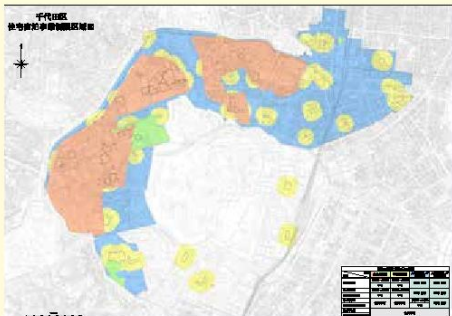
動きは早く、住民には情報が届いていません。

余談

東京で、人気のあるスポットというと、神楽坂、谷中、麻布十番、代官山、表参道、自由が丘、・・・、思い浮かぶ風景は中層のまち並みではありませんか。千代田区のまちづくりは、なぜか道を広くして、タワー型の超高層開発を促進、高層のワンルーム開発も放置されています。これでは将来の子どもたちに、このまちの魅力を引き継ぐことができません。どうぞまちのあり方に関心を持って下さい。行政や身近な区議に働きかけてください。

「民泊条例」区案と修正案との違いは何ですか

区民世論調査によれば、区民の7割はホームステイ型の民泊以外は認めて欲しくない、管理者不在の「駆けつけ型」を認めることへの不安は大きいということが明らかになっています。



千代田区内、民泊営業制限図

区案は、千代田区を①人口が密集している区域(大手丸の内有楽町霞が関地域)《白》と②人口密集区域に分け、②内の文教地区《ピンク》+学校保育園周辺《黄色》については厳しい制限をかけるという条例でした。結果的に残りの地域《青》は、家主や管理者がいるものは全日可、管理者がいないものも土日2泊は可とするもの

類型	民泊の業態と区域ごとの制限			
	文教地区等	学校等周辺	人口が密集している区域	人口が密集していない区域
家主居住型	日曜祭～金曜祭 不可	日曜祭～金曜祭 不可	180日(泊)	180日(泊)
家主不在型 (管理者兼駐型)	日曜祭～金曜祭 不可	日曜祭～金曜祭 不可	180日(泊)	180日(泊)
家主不在型 (管理者駆けつけ型)	全日不可	全日不可	日曜祭～金曜祭 不可	180日(泊)
家主不在型 (駆けつけ条件を満たさない管理者)	全日不可			

区域ごとの制限、一覧表



でした。

私は、京都の民泊に詳しい弁護士や女性の支援をしている弁護士に相談し、急きよ、6条《実施の制限》と11条《周辺住民への事前周知》の部分を修正して、ピンクと白だけの2区分にするとともに、事前周知をより広くより丁寧にすることで、知らない間に民泊物件ができていないように修正をしたものです。

中央、目黒、荒川、江東などが一律制限をしているのに、千代田区と多数派区議は、「一律制限は違法」と主張し、10対14票で区案がそのまま通っています。